

高 総 第 2 0 5 号  
平成 2 6 年 2 月 1 9 日

ボランティアグループ「高取ご意見番」  
代表幹事 中西 宏次 様

高取町長 植村 家忠



### 町長への公開質問状に対する回答について

平成 2 6 年 1 月 2 2 日付で質問のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1. 壺阪山駅前開発の進捗状況について

(回答)

壺阪山駅前整備は、かねてから懸案事項であり、私の 2 期目の公約の 1 つに掲げているところであります。また、隣接する明日香村キトラ古墳周辺地区では、国営公園の整備が進められており、この公園の最寄り駅が壺阪山駅であり、この機会に壺阪山駅前整備を計画したところであります。地元大字関係者及び地権者の代表者をメンバーとする「近鉄壺阪山駅前地区整備基本構想策定協議会」を発足させ、平成 2 5 年 3 月に基本構想（案）を策定しました。

まず、近鉄側との折衝状況は、平成 2 5 年 5 月に近鉄施設部に基本構想案を提示し、8 月には、「全面的に協力はさせていただくつもりであるが、近鉄のガイドラインに従って、近鉄がこれまで行ってきた他市町村における駅前整備の実施例を踏まえて検討させていただきたい。本町にのみ特別な対応を行うことができない。」というものでした。

次に、奈良県（桜井土木事務所）との交渉は、平成 2 5 年 6 月に近鉄と同様に構想案を提示し、平成 2 6 年度の国道 1 6 9 号線壺阪山駅交差点改良工事の実現に向け、予算確保の依頼を行いました。壺阪山駅整備については、奈良県の交差点改良工事と連動して、一体的に事業を進めていくものであり、年末にも本町が行った交通量調査や現況測量を踏まえ要望活動を行いました。桜井土木事務所では、来年度に予算化できる方向で努力していただけると聞いてお

り、今後も引き続き県と調整を進めていきます。

現在の状況は、以上のとおりであり、「立ち退き後の処遇について」はまだそこまで至っていない状況です。今後も、住民にとって利用しやすい駅前整備が実現できるよう県や近鉄等と粘り強く協議・交渉していきたいと考えております。

## 2. 赤坂池周辺整備について

(回答)

赤坂池整備事業については、かねてから堰堤が老朽化し、漏水箇所も見られることから、抜本的な防災対策が必要であると思われておりましたところ、平成24年度に、ため池全体の測量業務と土質の調査業務を実施致しました。堤体については、「クラック及び変形は見られず、積ブロック等による法面保護工が設けられているため安全である。」という結果でした。そこで、平成26年度は、震災対策農業水利施設整備事業を活用し、池全体の「耐震調査」を行う予定です。その耐震調査の結果を踏まえて平成27年度以降の事業実施メニューの検討を行います。赤坂池は、非常に大きな池であり、事業実施については、町や受益者（赤坂池郷・7ヶ大字）の負担も大きくなることから、県や関係機関とも連携を取りながら補助事業の採択に取り組んでいきます。「埋め立て工事着工中止」ではなく、段階を踏みながら整備事業を推進しており、関係者の皆様には、平成25年12月24日、平成26年2月13日の2回にわたり、これまでの進捗状況の説明と今後の事業実施行程について説明会を開催したところです。現在の状況は以上です。

## 3. 健幸の森公園事業計画跡地の運営について

(回答)

当初、温水利用型健康運動施設を設置する予定で事業を進めておりましたが、平成20年度に『留保』という形になりました。現在は、一部を公園として供用開始できるよう利用に必要なトイレ、東屋（あずまや）といった施設を順に整備しています。当初予定より多少整備に時間がかかっていますが、整備した区域は公園として利用していただく予定です。なお、残る区域については、当初公園事業の補助をいただき事業を進めた経緯があり、公園施設の一部としての施設を設置することが、最低条件となってくるため、その後の跡地利用については、決まっていない現状であります。

今後とも効果的な活用の方法を探りながら「負の遺産」を逆転させたいと

考えています。

#### 4. 「債務不存在確認請求控訴事件」で和解後の状況について

(回答)

公社敗訴の第1審判決を受けましたが、裁判官からの和解勧告もあり公社理事会で協議の結果、和解を受け入れ、和解における処理は全て終了したことはご存知かと思えます。

今後の方針については、現在も他の裁判が1件大阪高等裁判所において審理中であり、この審理にも影響を及ぼすおそれもあることから、コメントは差し控えさせていただきたいと思えます。

#### 5. 丹生谷の産廃処理場計画について

(回答)

2月の新聞報道等により、業者からの申請書を県が受理せず、差し戻したと聞いているところであります。

#### 6. 各種裁判の状況について

(回答)

高取町が当事者となる裁判は、現在1件で大阪高等裁判所において審理中です。裁判の審理に影響を及ぼすおそれもあることから、内容や見込みについてのコメントは、現時点では差し控えさせていただきたいと考えます。

##### ①貸金請求控訴事件

この裁判については、昨年に第1審(奈良地方裁判所 葛城支部)の判決があり、高取町が勝訴する一方、公社が敗訴しました。この判決を受けたことにより、公社が控訴するとともに相手側も控訴したため、現在、大阪高等裁判所において係争中です。

##### ②損害賠償請求控訴事件

この裁判については、平成26年1月7日に公社勝訴の判決が確定いたしました。この裁判結果に伴う今後の公社の対応については、近々、公社理事会を開催し協議したいと考えています。

## 7. グリーンタウン自治会設立の詳細について

(回答)

平成25年12月15日(日)にグリーンタウン自治会の設立総会を開催され、これまでグリーンタウンは、清水谷自治会の一部でしたが、新たに自治会を設立されました。世帯数は、おおむね245世帯です。

なお、町自治会に加入し、平成26年1月22日(水)に設立開催された町自治会臨時総会において、加入の報告と紹介がありました。

## 8. 企業誘致について

(回答)

駅前整備とともに、安全・安心のまちづくりや企業の誘致を進めていくことは、地元の雇用の拡大や法人町民税・固定資産税の税収の増加、それらに伴う波及的な効果が考えられるため、重要な課題であると認識しております。

赤坂池東側の企業誘致については、土地利用の規制等の課題もあり、具体化していませんが、今後も努力していきたいと考えています。

なお、観音寺地区内に企業誘致が実現するよう現在協議をすすめています。